

閣副事態第140号
令和6年3月22日

消防庁国民保護・防災部防災課
国民保護室長 殿
国民保護運用室長 殿

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付
内閣参事官

弾道ミサイル飛来時の行動及び避難施設に係る住民への広報の
充実について（依頼）

弾道ミサイル飛来時の行動等に係る住民への広報の充実については、累次に
わたり、貴庁から地方公共団体に対し働きかけを行っていただいているところ
です。

一方、令和5年8月の北朝鮮による弾道ミサイル技術を使用した発射に関す
る住民の意識・行動等についての調査結果等を踏まえると、弾道ミサイル飛来時
の行動について、住民の理解をさらに深め、実際の避難行動に繋げることが重要
です。

このため、

- ・ 弾道ミサイルは発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあ
り、Jアラートを通じてメッセージが流れたら直ちに避難行動をとる必要が
あること
- ・ 屋外にいる場合は、緊急一時避難施設をはじめとする頑丈な建物や地下施
設への避難が望ましいが、それ以外の行動でも構わないこと
- ・ 屋内にいる場合は、その場で安全確保を図ること

について、住民が容易に理解できるよう、別紙のとおり新たなリーフレットを作
成しました。

また、国においては、弾道ミサイル飛来時の行動及び避難施設に係る住民への
広報について、

- ・ 国民保護ポータルサイトにおいて、弾道ミサイル飛来時の行動及び避難施
設の概要・指定に向けた取組を周知するとともに、避難施設の検索機能を提
供
- ・ 弾道ミサイル飛来時の行動について、インターネット広告、テレビCM、
ラジオCM、新聞広告等

- ・ 弾道ミサイル飛来時の行動及び避難施設について、SNS によるプッシュ型の周知

といった取組を実施しています。

つきましては、国がリーフレットその他の手段を用いて行う弾道ミサイル飛来時の行動及び避難施設の周知のほか、自治体内の全緊急一時避難施設の一覧をはじめとした緊急一時避難施設の周知について、各団体のホームページ、登録制メール、SNS、広報誌、自治会等を通じた回覧、公共・公用施設への掲示等の手段により、実施していただきますよう、貴庁から地方公共団体に対し、働きかけをお願いします。

(参考資料)

- 北朝鮮による弾道ミサイル技術を使用した発射に関する住民の意識・行動等についての調査結果（令和5年10月13日）

【連絡先】

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付

国民保護企画（避難行動）担当

電話 代表：03-5253-2111（82682）

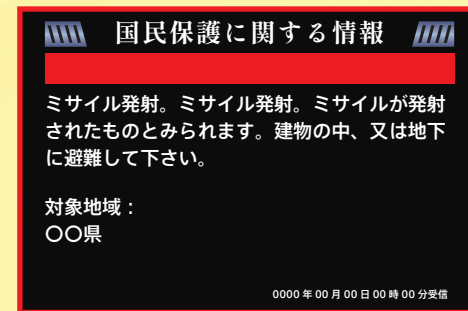
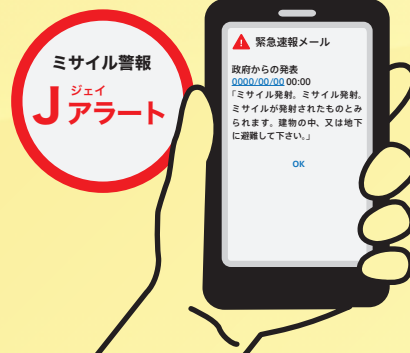
夜間：03-3581-3465

国民保護企画（避難施設）担当

電話 代表：03-5253-2111（82655）

夜間：03-3581-8926

弾道ミサイル 飛来時の行動について



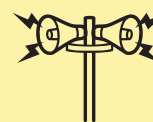
弾道ミサイルは、発射から
わずか10分もしないうちに
到達する可能性があります。



弾道ミサイルが着弾した場合、激しい
爆風や破片などにより、身体へ大きな
被害を受ける可能性があります。



弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合は、
Jアラートを通じて屋外スピーカーや携帯電話の緊急
速報メール等によりメッセージを流します。



メッセージが流れたら直ちに以下の行動をとってください



弾道ミサイルが上空を通過した場合など避難行動をとる必要がなくなった場合は、避難の呼びかけを解除します。



爆風や破片などを避ける

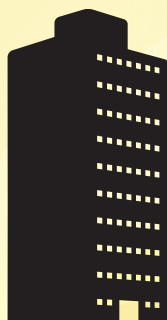


爆風で割れた
窓ガラスなどを避ける

近くの建物の中

または 地下へ

緊急一時避難施設※をはじめ、
コンクリート造り等の頑丈な建物
や地下街、地下駅舎等の地下施設
へ避難することが望ましいですが、
それ以外でも構いません。



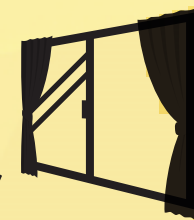
近くに建物がない場合は

物陰に身を隠す または 地面に伏せ 頭部を守る



その場で安全を確保し

窓から離れる または 窓がない部屋へ



※ 緊急一時避難施設：弾道ミサイル攻撃による爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する観点から都道府県知事等が指定する施設。

詳しくは、内閣官房国民保護ポータルサイトへ

国民保護

検索

